

町税の納付が口座振替(自動振込)できるようになりました!

町税の口座振替が、下記の金融機関において手続きをすることができるようになりました。一度手続きすれば、各納期ごとに金融機関に出向くことなく、指定された口座から自動的に振替され、便利で納付忘れ等もなくなりますので、ご利用ください。

●口座振替が利用できる町税

○町・道民税(普通徴収) ○固定資産税 ○国民健康保険税(普通徴収) ○軽自動車税

各税の納期

税目	第1期	第2期	第3期
町・道民税	7月31日	9月30日	11月30日
固定資産税	7月31日	9月30日	11月30日
国民健康保険税	7月31日	9月30日	11月30日
軽自動車税	7月31日	—	—

※納期が土・日・祝日の場合は、翌日又は翌々日が納期となります。

●取扱金融機関

○北星信用金庫(本店・支店) ○北ひびき農協 和寒支所 ○ゆうちょ銀行(全国各支店)

●手続き方法

通帳と印鑑(預金届出印)を持参のうえ、取扱金融機関の窓口にて手続きしてください。

※納付書が届いた後に手続きされる場合は、納付書もご持参ください。

●口座振替が開始される納期

金融機関で手続きいただいた日後の納期から開始となりますが、手続きに日数が掛かりますので、各金融機関または役場住民課税務係までお問い合わせください。

(6月末までに金融機関にて手続きされますと町税第1期(7月納期)から口座振替できます。)

●口座振替日

納期月の25日に口座振替されます。(ただし、当日が休業日にあたる時は翌営業日)

●その他

○預金残高不足等により納税されなかった場合は、納付書を送付しますので、金融機関の窓口で直接お支払いいただくこととなります。

○口座振替の手続きをされた方には、口座振替通知書を事前に送付します。(7月中旬発送)

○口座振替で納付された町税の領収書は、最終納期終了後に一括して町から送付いたします。

ただし、軽自動車税は納期限の翌月(8月)に送付いたします。

○次のような場合は、新たに口座振替のお手続きが必要となります。

・振替口座を変更するとき ・新規に納税義務が発生したとき(固定資産を相続したなど)

・国民健康保険に加入されている世帯で、世帯主を変更したとき

こんなことはありませんか…

「仕事が忙しくてつい!」
「納付書どこかにあったはず」
「納めに行くのがめんどろだなあ!」



口座振替にすれば
便利で安心ですよ

■詳しくは役場住民課税務係(Tel32-2422)まで